

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	「大都市圏戦略基本法案（仮称）」の提出に伴う税制上の所要の措置				
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>「大都市圏戦略基本法案（仮称）」の提出を予定している。これに伴い、「首都圏整備法」が改正されるなど、税法令上影響が生じる場合に、所要の措置を講ずること。</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1219 936"> <tr> <td data-bbox="874 842 1219 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 842 1489 936">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「大都市圏戦略基本法案（仮称）」の提出を予定している。これに伴い、「首都圏整備法」が改正されるなど、税法令上影響が生じる場合に、所要の措置を講ずることが必要となるため。</p> <p>(2) 施策の必要性</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	
		政 策 の 達 成 目 標	
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間	
		同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	
	政 策 目 標 の 達 成 状 況		
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	
要 望 の 措 置 の 妥 当 性			

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	なし
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	なし
	前回要望時の達成目標	なし
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
これまでの要望経緯	なし	なし